

2023年 3月16日発行 会報第1138号

今週のプログラム

(2023年3月16日 第1138回例会)

卓話: 「運動の効果について」
～ベストセラー本からのあれこれ～
担当: 石田 夕子会員

次週のプログラム

(2023年3月23日 第1139回例会)

卓話: 25周年記念例会について
担当: 水本 徹会員

第1137回例会 (2023年 3月9日) の記録

「会長の時間」

山田 克子 会長

WBC ワールドベースボールクラシックが開催されています。皆さんも毎日日本の活躍にテレビに釘付けになられている方も多いのではないのでしょうか。興味のない方もおられるかもしれませんが、少しWBCの話をしたと思います。サッカーワールドカップと比べますと歴史も浅いWBCです。FIFAサッカーワールドカップは1930年が始まりでした。90年以上の歴史ある大会ですがWBCワールドベースボールクラシックは2006年が始まりです。初めての開催からまだ17年しかたっておりませんが、この大会はメジャーリーグベースボール機構とその選手会により立ち上げられたワールドベースボールクラシックインクが主催する世界野球ソフトボール連盟公認の野球の世界一決定戦です。今年の開催で5回目の大会となります。第1回目、2回目が日本優勝でした。3回目はドミニカ共和国が優勝、4回目がアメリカ合衆国でした。日本は優勝を含め必ずベスト4に入っていました。日本では今回はサッカーと同じように熱く盛り上がり、19時の試合開始時間には高速道路も街並みも人や車が少なくなっていると感じているのは私だけでしょうか。

話しは変わりますが一昨日の火曜日、山本加奈子先生とお電話で話しました。

山本加奈子先生は昨日の水曜日朝、ラオスに出发されました。出発前夜の会話でしたが、なんの準備もできていなかったのが遅くまで荷造りにかかると言われていました。今回はタイ経由でビエンチャンに入られるとのこと。中国まで新幹線がすでに通っていると思いますが、今回確認してきたい、とおっしゃられてもいました。以前中国からラオスの人々に携帯電話が手に入り、中国の影響が多いと言われていましたが、それでも水と衛生面や生活習慣のレベルに関してはやはりまだまだ低いので久しぶりに自分の目で確認したい、と言われていました。

そして個人的にワクワク楽しみにされているのは、ラオスでの食事だそうです。山本加奈子先生の帰国後の報告を待ち、私達のラオスへの支援活動もまた新たに何が必要かわかると思いますので、そのご報告を聞かせていただき、皆さんと一緒に今後のラオス支援、国際奉仕活動を考えたいと思います。

<出席報告> 水島 洋 SAA 補助

会員数 (内出席免除会員 1 名) 19 名

本日の会員数 11 名

(内出席免除会員 1 名)

(内名誉会員 0 名)

本日の出席率 57.89%

<ロータリーソング> 全会員

♪我等の生業♪

<本日のピアノ曲> 近藤 美里さん

1. 四季より「春」 ヴィヴァルディ

2. しあわせの花

3. 愛の挨拶 エルガー

4. You Raise Me Up

<幹事報告> 山本 友亮 幹事

1. トルコ大地震災害義援金を 3 月 3 日地区会計に送金致しました。
2 月 28 日 WEB 臨時理事会で決定されました 2 万円を災害支援積立金から
拠出致しました。
2. 本日例会終了後、理事会を開催致しますので、理事・役員はご出席下さい。

<3 月 9 日理事会報告> 山本 友亮 幹事

1. お花見例会について 日程・場所など

4 月 6 日(木)みのお山荘にて開催します。

概算費用は 1 万円/名にて徴収させていただきます。

詳細は後日お知らせ致します。

2. 25 周年記念例会について

- ・福島 21 ロータリークラブ宛で 6 月 9 日(金)ゴルフコンペの
案内文を発送して参加人数を確認します。
- ・観光は当クラブにてお世話ができない予想なので
あえてお知らせはしないことにします。
- ・福島 21RC と千里 RC の参加人数を急いで確認し、総参加人数を勘案して
ゲストの範囲を決めることとします。
- ・当日は第 1 部開始時から、お皿などのセッティングを完了した状態で
着座して頂き、1 部と 2 部の時間的な間隔を短縮します。
テーブル配置図の提出をル・ジャルダンの玉越氏に依頼しました。



<SAA報告>

水本 徹 SAA 補助

※スマイルボックス

村田会員

鳩時計が帰ってきました。

でもオルゴールの修理は無理だったようです。

相原会員

コメントなし

※ラオス基金

水島会員

木下会員 卓話よろしくお願ひします。

山田会員

コメントなし

※ロータリー財団

水本会員

いよいよ 春本番？

高尾会員

木下会員、卓話よろしく。

※米山記念奨学会

木下会員

久しぶりの卓話です。

高尾会員・山本(雅)会員

コメントなし

※メイプル基金

藤田会員

木下健治会員 卓話 宜しくお願ひします。

山本会員

先週欠席 スミマセン。

山田会員

コメントなし

《本日のお料理》



1. 棒々鶏サラダ
2. あおさと桜海老のスープ
3. 春巻
4. 季節野菜の塩炒め
5. 黒鯛のチリソース
6. 三種のお肉のチャーハン
7. パンナコッタ

<卓話>

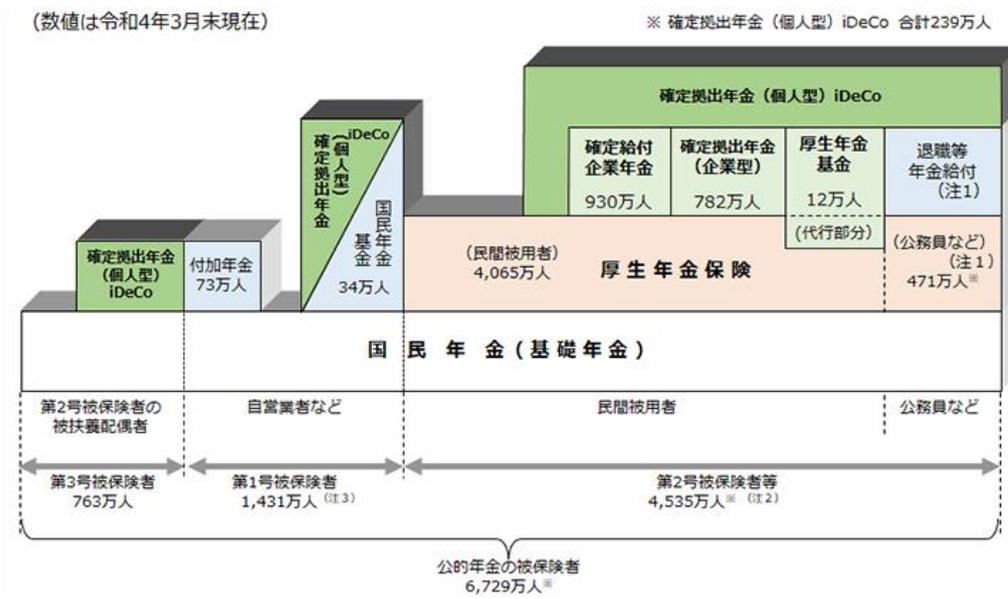
「選択制401kとは」

木下 健治会員

経営者にとって、福利厚生の実現は重要なテーマの1つです。魅力的な福利厚生は人材の採用や定着に有効となるからです。しかし、従業員によってニーズが異なり、それに応えようと幅広いメニューを揃えれば大きな費用が掛かってしまいます。

「あまり予算をかけず、従業員に喜んでもらえる福利厚生を実現したい」という経営者のニーズに応えるものとして、今、注目を集めているのが「選択制401k」です。

401kとは、確定拠出年金のことです。日本の年金制度は、3階建てになっています。1階部分は国民年金、2階部分は厚生年金、3階部分に確定拠出年金、確定給付年金、国民年金基金があります。そして4階部分としてiDeCoや個人年金保険等があります。



1 選択制確定拠出年金とは、企業型確定拠出年金の1つで、次のメリットがあります。

- ・企業は、大きな費用負担なく福利厚生を充実させることができる
- ・従業員は、税制優遇などを受けながら資産形成ができる

選択制401kとは、「給与の一部について、引き続き給料で受け取るか、確定拠出年金の掛金とするかを従業員が選択する制度」です。選択制401kのイメージは次のとおりです。



給与の一部をライフプラン手当として再設計します。仮に月給 30 万円で、そのうちの 2 万円をライフプラン手当とした場合、従業員は次のような選択をすることができます。

- ・ライフプラン手当：2 万円
- ・ライフプラン手当：1 万円、選択制 401k の掛金：1 万円
- ・ライフプラン手当：0 円、選択制 401k の掛金：2 万円

ライフプラン手当は、「今、受取る」ということであり、これまでの給与と変わりません。選択制 401k の掛金は「将来に備える」ということであり、手取りの給与は減りますが、将来への備えとなります。

2 選択制 401k 導入による変化

1) 企業サイドの変化

1.大きな費用負担がなく導入できる（別途、制度運営に係る手数料が必要となります）

既存の給与財源を利用して、実施することができます。もちろん、給与財源以外に企業が上乗せすることも可能です。

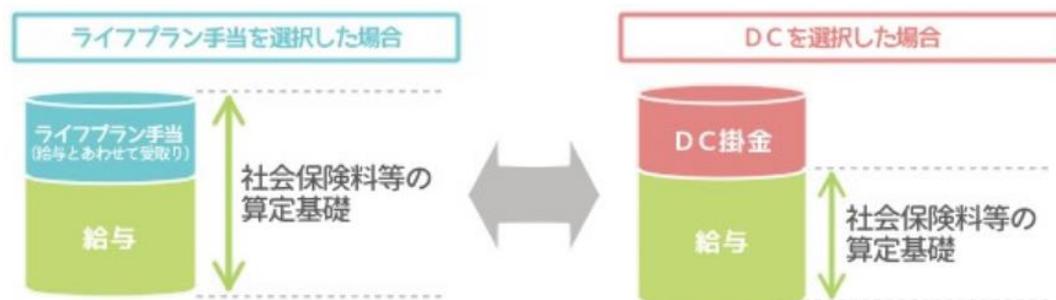
2.福利厚生を充実できる

従業員の老後に向けた資産形成をサポートすることができます。

3.社会保険料の減少

社会保険（厚生年金保険や健康保険など）の保険料は、従業員の給与に基づいて企業と従業員が折半しています。401k の掛金は所得とみなされず社会保険料等の算定基礎には含まれないため、企業と従業員の社会保険料は減少することがあります。

社会保険料の減少額など、実際に企業に及ぼす影響については、シミュレーションをすることが可能です。



4.各種手数料の発生

選択制 401k の実施に伴う、運営管理機関や資産管理機関などに支払う手数料が発生します。

5.給与規程などの見直しの必要性

給与規程を見直したり、従業員の同意を得たりする必要があります。プラン選択によっては給与の手取り額が減ってしまうこともあるため、齟齬が生じないように慎重に進める必要があります。

6.投資教育の実施の必要性

選択制 401k の加入者に対して、企業は制度の導入時はもちろん、導入後も継続的な投資教育をしなければなりません。

2) 従業員サイドの変化

1. 加入するか否かを選択できる

選択制 401k に加入するか否かを、自身で決めることができます。自分の年齢や独自に行っている資産運用などを考慮して選択することができます。

2. 税金・社会保険料の変化

税制優遇は、拠出時、運用時、受取時に受けられます。

また、社会保険料の減少可能性については、企業サイドの変化の3.で紹介したとおりです。

税金・社会保険料の減少額など、従業員に及ぼす影響については、シミュレーションをすることが可能です。

3. 資産の持ち運びができる (ポータビリティ)

選択制 401k (確定拠出年金) はポータビリティに優れています。転職先の企業が企業型 401k を実施していなくても、個人型 401k で運用を続けることができます。

4. 原則として 60 歳まで受給できない

選択制 401k の主要な給付である老齢給付は、60 歳以降でなければ受け取れません。また、加入期間 (正式には「通算加入者等期間」) が 10 年に満たない場合、受給開始時期は更に後になります。

5. 社会保険の給付額の低下

社会保険等の給付は、従業員の給与に基づいて決まります。そのため、給与が減って保険料負担が減少する一方、老齢厚生年金 (報酬比例部分)、傷病手当金、育児・介護休業給付金、出産手当金などの給付額も低下してしまいます。

このように企業側、従業員側にもメリット・デメリットがあるので、導入する場合はしっかり検討が必要です。



*3月11日(土)開催 千里 RC 主催講演会にて (於: 千里ライフサイエンスセンター)

